

令和7年度第1回多良木町議会(6月定例会議)							
招 集 年 月 日	令和7年6月10日						
招 集 の 場 所	多良木町議会議場						
議 会 日 時 及 び	開	議	令和7年6月13日		午前10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和7年6月13日		午前10時21分		
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名	
議員及び出席 欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 △ 不応招	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治	
	2	○	魚 住 憲 一	7	○	豊 永 好 人	
	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清	
	4			9	○	落 合 健 治	
	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文	
会議録署名議員	3番	林 田 俊 策		5番	源 嶋 た ま み		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 職 員	山 下 結 以		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名		
	町 長	石 井 淳 一		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	岡 本 雅 博		生涯学習課			
	教 育 長	吉 村 英 亀		住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課			
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	中 村 綾 子		福 祉 課			
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課			建 設 課	佐 藤 愛 子		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課			農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産 業 振 興 課 長	魚 住 雅 彦		
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	動産の買入れについて
議案第 2 号	動産の買入れについて
議案第 3 号	立木処分について
議案第 4 号	令和 7 年度令和 4 年災505-101溝の口地区頭首工（右岸）災害復旧工事請負契約の締結について
議案第 5 号	多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 6 号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 7 号	令和 7 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 8 号	令和 7 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
議案第 9 号	令和 7 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第10号	令和 7 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 9 名です。
全員出席ですので、会議は成立いたしております。
これから本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 1 号」 動産の買入れについて

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 1、議案第 1 号、動産の買入れについてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 1 号、動産の買入れについては、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 2 号」 動産の買入れについて

○議長（宇佐信行議員）

次に日程第 2、議案第 2 号、動産の買入れについてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。
討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 2 号、動産の買入れについては、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第3号」 立木処分について

○議長（宇佐信行議員）

次に日程第3、議案第3号、立木処分についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、立木処分については、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第4号」

令和7年度令和4年災505-101溝の口地区頭首工（右岸）災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第4、議案第4号、令和7年度令和4年災505-101溝の口地区頭首工、右岸、災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お伺いします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、令和7年度令和4年災505-101溝の口地区頭首工、右岸、災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第5号」

多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第5、議案第5号、多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第6号」

多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第6、議案第6号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お伺いします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについては、

原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第7号」 令和7年度多良木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第7、議案第7号、令和7年度多良木町一般会計補正予算第1号を議題とします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい。

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治議員）

2点伺いたいと思うんですが、まず1点目です。

127ページになります。

最下段になりますが、款の6、農林水産業費、項1、農業費、目3、農業振興費、18、負担金補助及び交付金というのがありまして、1番下段になりますが、園芸施設有効活用緊急支援事業補助110万円計上されております。

これは説明資料にですね、補助金内包による増額、中古ハウス移設経費補助というふうにあるんですが、この事業内容についてまず伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

はい、魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

ご説明させていただきます。

今回、補正予算として上程しております園芸施設有効活用緊急支援事業補助110万円でございますが、農家の減少や資材費等の高騰によりハウス整備が困難となっている状況から、施設栽培産地の縮小が懸念されており、施設園芸産地の発展を目指して、担い手が実施するハウス整備を支援するものでございまして、熊本県の令和6年度補正予算を活用し実施されるものでございます。

事業内容でございますが、町内の施設園芸を縮小されました農家の方からハウスの譲渡をいただき、移設されるものでございまして、ハウスの解体移設工事費や移設に係る付帯設備が補助対象となっております。

○議長（宇佐信行議員）

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治議員）

そこでこの補助金はですね、対象者が一法人っていうふうになっておりますが、どのような要件を満たしたそういう事業所に、交付されるのでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

今回の補助事業者の要件につきましては、地域計画に位置づけられた担い手とされており、今回この要件を満たしました法人が取り組まれるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治議員）

二つ目になります。

次のページ128ページです。

同じく、負担金補助及び交付金ですが、地域特産物産地づくり緊急支援対策事業補助、これに59万円が計上されておりますが、この事業の目的、どのような活用がなされるのかまずその点について伺います。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

ご説明させていただきます。

今回補正予算として上程しております地域特産物産地づくり緊急支援対策事業補助 59 万円でございますが、補助対象者の採択基準が受益戸数 3 戸以上の共同申請もしくは個別経営体での申請となっております。今回は個別経営体の申請を予定しております。

個別経営体での申請につきましては、地域計画に位置づけられている、かつ、おおむね 1 ヘクタールの経営面積を有していることが要件とされており、その採択基準を満たした町内の農業法人が、熊本県の令和 6 年度補正予算を活用し、機械の導入に取り組まれるものでございます。

○議長（宇佐信行議員）

6 番、久保田議員。

○6 番（久保田 武治議員）

そこでこの中でですね言われているその特産物、これに該当する作物品目、これは一体どういうものがあって、今回はどこにその補助がなされるのか、その点について。

○議長（宇佐信行議員）

はい、魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

ご説明させていただきます。

今回補助事業に取り組まれます法人では、水稻やミシマサイコを栽培されております。

地域特産物として取り組まれる農作物はミシマサイコでございまして、導入を予定されております機械はハーベスターでございます。

今回こちらの補助事業を活用し、機械を導入することにより、ミシマサイコの根の採集にかかる作業時間の短縮を図り、将来的には、栽培面積の拡大を目指されております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

6 番、久保田議員。

終わりですか。はい、わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

はい。9 番。

○9 番（落合健治議員）

一つだけ質問させていただきます。

126 ページのふれあい交流センター管理費で、48 万 1,000 円の修繕料がかかっていますがその内容を教えてください。

○議長（宇佐信行議員）

はい、竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、お答えいたします。

今回の 48 万 1,000 円の修繕料の内訳でございまして、給湯器チラーナンバー 6 になりますけれども、フレキ部分の取り替え工事。

水漏れが発生しておりますので、その分でございます。22 万 1,100 円。

また、貯水槽の給水用のバルブのですね、こちらのほうの水漏れもあってございまして、こちらのほうの修繕で 25 万 9,600。

これを合わせました金額が今回の補正の内容となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

9 番、落合議員。

○9 番（落合健治議員）

内容は分かりましたが、今、ふれあい交流センターえびすの湯はですね、皆さん節約のほうに注目されてまして、午前中は開設昼からってことになってるんですが、非常に敏感になって

いるところだと思います。

今回の修理はイレギュラーなものだと思うんですが、その修理等についてですね、計画的にやっているのかどうなのか、大きくその部品を変えたりするのがあと何年後に迫っている、点検はこれぐらいでやってるとかっていう、そういう計画はもちろん立てられているんでしょうか。

そこをお聞きします。

○議長（宇佐信行議員）

はい、竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

ただいま修繕計画についてのご質問でございますけれども、えびすの湯につきましては、はっきりとした修繕計画というものはありません。

その都度対応というものが多ございます。

ただし、今後、修繕が必要であろうという箇所の金額箇所、そういうものは把握できておりまして、それについてですね、当初予算を組むときとかいうときには、そういうものをしっかりと考えた上で、当初予算等を組ませていただいております。

なお今回のようなイレギュラーな水漏れとか漏水とかにつきましては、ちょっとそこから漏れている修繕がちょこちょこ入ってまいりますけれども、そういうときには、このようなちょっと補正のほうをお願いするというようなことで、今修繕のほうをさせていただいております。

○議長（宇佐信行議員）

9番、落合議員。

○9番（落合健治議員）

はい。今ですね、要するに昼からの運営ということでそれを利用される方も、昼からはもう確実に開いておいてほしいというのが切実なる思いだと思います。

今計画のほうはイレギュラーの分も含めて、どちらが効率的なのかいろいろ考えてですね、住民の方にできるだけ迷惑のかからないようにですね、やっていただければと思います。

これで質問を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和7年度多良木町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第8号」

令和7年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第8、議案第8号令和7年度多良木町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって議案第8号、令和7年度多良木町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第9号」 令和7年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第9、議案第9号、令和7年度多良木町上水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和7年度多良木町上水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第10号」

令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第10、議案第10号、令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、令和 7 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、
原案のとおり可決されました。

散会宣言

○議長（宇佐信行議員）

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午前 10 時 21 分散会）